

第2号様式(第6条関係)

有料老人ホーム重要事項説明書

作成日 2017年7月1日

1 事業主体概要

事業主体名	東京海上日動ベターライフサービス株式会社
代表者名	取締役社長 中村 勇
所在地	東京都世田谷区用賀1-10-5
電話番号／FAX番号	03-5717-1810／03-5717-1822
ホームページアドレス	https://www.tnbls.co.jp/
資本金(基本財産)	資本金 100百万円
主な出資者(出捐者)とその金額又は比率 ※1	東京海上日動火災保険株式会社 (100%)
設立年月日	2006年2月1日
直近の事業収支決算額 ※2	2016年4月～2017年3月 (収益)7,138百万円 (費用)6,956百万円 (損益)182百万円
会計監査人との契約	無・有 (PwCあらた有限責任監査法人)
他の主な事業	在宅介護サービス「みずたま介護ステーション」の運営 介護付有料老人ホーム「ヒルデモア/ヒュッヂ」の企画・販売・運営 サービス付き高齢者向け住宅の運営 企業・法人向けソリューションサービスの提供

※1 出資(出捐)額の多い順に上位3者の氏名又は名称並びに出資(出捐)額又は比率を記入。

※2 原則として、収益は売上高+営業外収益、費用は売上原価+販売費及び一般管理費+営業外費用、損益は経常利益とする。

2 施設概要

施設名	ヒルデモアたまプラーザ		
施設の類型及び表示事項	類型	1 介護付 (一般型・外部サービス利用型) 2 住宅型 3 健康型	
	居住の権利形態	1 利用権方式 2 建物賃貸借方式 3 終身建物賃貸借方式	
	入居時の要件	1 自立 2 要介護 3 要支援・要介護 4 自立・要支援・要介護	
	介護保険	1 指定介護保険特定施設 (番号1475500896、指定年月日 2006年2月1日) 介護専用型・混合型(外部サービス利用型)・地域密着型・介護予防・介護予防(外部サービス利用型) 2 介護保険在宅サービス利用可	
	居室区分	1 全室個室(夫婦等居室含む) 2 相部屋あり	

介護に関わる職員体制	【ビレッジⅠ】入居者数：職員＝1.5：1 以上 【ビレッジⅡ】入居者数：職員＝3.0：1 以上 要介護認定を受けている方に対して、現在及び将来にわたって、要介護者1.5人に対して職員1人以上の割合(年度ごとの平均値)で介護に当たります。これは介護保険の特定施設入居者生活介護サービスの職員配置基準(3.0：1以上)を上回る手厚い体制であり、保険外に別途費用を受領できるとされています。なお、職員配置基準は、非常勤職員を常勤職員に換算する方式で行ないます。また、常時要介護者1.5人に職員が1人お世話するものではありません。
	提携ホームの利用等 1 提携ホーム利用可(詳細はP23に記載します。) 2 提携ホーム移行型()
開設年月日	2006年2月1日
施設の管理者氏名	岩佐 茂
交通の便 ※3	東急田園都市線「たまプラーザ」駅北口より徒歩約13分(約970m)
ホームページアドレス	http://www.hyldemoer.com/home/tama_1/

【ビレッジⅠ】

所在地	〒216-0011 神奈川県川崎市宮前区大蔵2-33-1																										
電話番号	044-978 3300																										
敷地概要※4	権利形態 所有・借地 (借地の場合の契約形態) 通常借地契約・定期借地契約 (借地の場合の契約期間) 2006年10月31日～2056年12月31日 (通常借地契約における自動更新条項の有無) 有・無 敷地面積 3,316.48㎡																										
建物概要	権利形態 所有・借家 (借家の場合の契約形態) 通常借家契約・定期借家契約 (借家の場合の契約期間) 年 月 日～年 月 日 (通常借家契約における自動更新条項の有無) 無・有 建物の構造 鉄筋コンクリート造 地下-階 地上5階建 (耐火・準耐火・その他) 延床面積 6,879.77㎡(うち有料老人ホーム 6,879.77㎡) 建築年月日 2000年10月31日建築 改築年月日 年 月 日改築 建築確認の用途指定 有料老人ホーム・その他()																										
居室、一時介護室の概要	居室総数 111室 定員 112人(一時介護室を除く) (内訳) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>居室定員</th><th>室数</th><th>面積</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>居室</td><td>個室</td><td>111室</td><td>19.18㎡～25.97㎡</td></tr> <tr> <td></td><td>うち2人定員</td><td>1室</td><td>㎡～㎡</td></tr> <tr> <td></td><td>2人部屋(相部屋)</td><td>室</td><td>㎡～㎡</td></tr> <tr> <td>一時介護室</td><td>個室</td><td>室</td><td>㎡～㎡</td></tr> <tr> <td></td><td>2人部屋(相部屋)</td><td>2室</td><td>25.97㎡～25.97㎡</td></tr> </tbody> </table>				居室定員	室数	面積	居室	個室	111室	19.18㎡～25.97㎡		うち2人定員	1室	㎡～㎡		2人部屋(相部屋)	室	㎡～㎡	一時介護室	個室	室	㎡～㎡		2人部屋(相部屋)	2室	25.97㎡～25.97㎡
	居室定員	室数	面積																								
居室	個室	111室	19.18㎡～25.97㎡																								
	うち2人定員	1室	㎡～㎡																								
	2人部屋(相部屋)	室	㎡～㎡																								
一時介護室	個室	室	㎡～㎡																								
	2人部屋(相部屋)	2室	25.97㎡～25.97㎡																								

共用施設・設備の概要 (設置箇所、面積、設備の整備状況等)	食堂		設置階	2・3・4階 (各211.3 m ²)
	浴室	一般浴槽	設置階	3・4階 (各 52.1 m ²) /
			※各階	リフト浴併設
	浴室 (介護浴槽)	リフト浴	設置階	3・4階 (各 52.1 m ²)
		機械浴	設置階	2階 (57.7 m ²)
	便所		設置箇所	各居室及び各階共用
	洗面設備		設置箇所	各居室及び各階共用
	医務室(健康管理室)		設置階	2階 (45.2 m ²)
	談話室		設置階	— (m ²)
	面談室		設置階	— (m ²)
	事務室		設置階	1階 (60.2 m ²)
	洗濯室		設置階	2・3・4階 (各 9.7 m ²)
	汚物処理室		設置階	2・3・4階
	看護・介護職員室		設置階	2・3・4階
	機能訓練室		設置階	5階 (80.2 m ²) √ 他の共用施設との兼用 ☐ 有 ()
	健康・生きがい施設		設置階	5階 図書室(38.4 m ²)
	エレベーター ※5		3基 (うちストレッチャー搬入可 3基)	
スプリンクラー		設置箇所	全館 (各居室・設備・廊下)	
居室のある区域の廊下幅		両手すり設置後の有効幅員 (1.7 m～2.0 m)		

【ビレッジⅡ】

所在地	〒216 0011 神奈川県川崎市宮前区大蔵2-7-34		
電話番号	044-978-3301		
敷地概要※4	権利形態 ☒ 所有・ ☐ 借地 (借地の場合の契約形態) ☒ 通常借地契約・定期借地契約 (借地の場合の契約期間) 2006年 7月20日～2056年 7月19日 (通常借地契約における自動更新条項の有無) ☒ 有・無 敷地面積 1,119.68m ² (実測)		
建物概要	権利形態 ☒ 所有・ ☐ 借家 (借家の場合の契約形態) 通常借家契約・定期借家契約 (借家の場合の契約期間) 年 月 日～ 年 月 日 (通常借家契約における自動更新条項の有無) 無・有 建物の構造 鉄筋コンクリート造 地下1階 地上4階建 (耐火・準耐火・その他) 延床面積 2,437.52m ² (うち有料老人ホーム 2,437.52m ²) 建築年月日 2003年 8月31日建築 改築年月日 年 月 日改築 建築確認の用途指定 ☒ 有料老人ホーム・その他()		
居室、一時介護室の概要	居室総数 24室 定員 48人(一時介護室を除く) (内訳)		
	居室	居室定員	室数
		個 室	24室
		うち2人定員	24室
			面積
			40m ² ～ 45m ²
			m ² ～ m ²

		2人部屋(相部屋)	室	m ² ～	m ²
	一時介護室	個室	室	m ² ～	m ²
		2人部屋(相部屋)	室	m ² ～	m ²
共用施設・設備の概要 (設置箇所、面積、設備の整備状況等)	食堂		設置階 1階 (59.0 m ²)		
	浴室	一般浴槽	設置階 2・4階 (2階 5.0m ² ・4階 11.2m ²) ※4階は、リフト浴併設		
			設置階 4階 (11.2 m ²)		
	浴室 (介護浴槽)	リフト浴	設置階 (m ²)		
		機械浴	設置階 (m ²)		
	便所		設置箇所 各居室、1階～屋上に共用		
	洗面設備		設置箇所 各居室、1階～屋上に共用		
	医務室(健康管理室)		設置階 - (m ²)		
	談話室			設置階 1階 相談スペース (14.0m ²) 3階 集会室 (機能訓練室兼用) 4階 集会室 (26.8 m ²)	
		面談室		設置階 - (m ²)	
		事務室		設置階 1階	
	洗濯室		設置階 各居室に洗濯機スペース有		
	汚物処理室		設置階 - (m ²)		
	看護・介護職員室		設置階 1階		
	機能訓練室		設置階 3階 (44.0 m ²) ▼ 他の共用施設との兼用 無・有(集会室)		
	健康・生きがい施設		設置階 - (m ²)		
	エレベーター ※5		1基(うちストレッチャー搬入可 1基)		
	スプリンクラー		設置箇所 全館(各居室・設備・廊下)		
居室のある区域の廊下幅		両手すり設置後の有効幅員 (1.4 m～1.9 m)			

【共通】

消防用設備等	消火器	無・ ☒ 有
	自動火災報知設備	無・ ☒ 有
	火災通報設備	無・ ☒ 有
	スプリンクラー	無・ ☒ 有
	防火管理者	無・ ☒ 有
	防災計画(水害・土砂災害を含む)	無・ ☒ 有

緊急通報装置等の設置箇所】 各居室のベッドサイド、トイレ及び共用施設(浴室、共用トイレ)に チャームコールを設置。 【必ず確認の方法・頻度等】 作成したケアプランに基づき、スタッフの居室訪問による巡視、食 事時その他必要に応じた巡視、お風呂や共用部での見守り等を行い ます。 夜間は看護職員2名、介護職員8名が巡視。(満室時)	同一敷地内の併設施設	※6	有料老人ホーム事業の 提携ホーム及び提携内	※3 最寄りの交通機関からの距離を徒歩で示す場合は、1分を80m以下の距離で換算する こと。
	又は事業所等の概要	—	—	※4 借地契約を締結していない場合は、敷地面積のみ記入する。 ※5 ここでいうスレッチャーは標準仕様のものとする。 ※6 同一建物内の施設は全て、営業主体と面積とともに記入する。併設施設又は事業所等 が、介護保険法により居宅サービス事業者として指定されている場合(指定居宅介護 支援を含む)は、その種類と番号を記載すること。

支払い方式 ※8	前払い方式	月払い方式	選択方式
	1 減額なし	2 日割り計算で減額	3 不在期間が 日以上の場合に限り、日割り計算で減額
利用料金の改定	条件	・ 中奈川県の消費者物価指数および人件費の変動等を勘案し、 改定が必要と判断した場合に実施できるものとします。	
	手続き方 法	・ 運営懇談会の意見を聴いたうえで改定するものとします。	

3 利用料 ※7

(1) 利用料の支払い方式

(2) 前払い方式

【レシード】

費用の支払方法 ※9	・前払金は、入居時一括払い ・月額利用料は、当月分を前月に口座振替 ・介護保険自己負担額及びその他サービス費用は、当月分を翌月に口座振替	敷金 無・有 (円、家賃相当額の か月分)												
前払金 (介護費用の前払金を除く)	法第29条第6項に規定される前払金 <table border="1"> <tr><td>65～70歳</td><td>3,580万円</td></tr> <tr><td>71～75歳</td><td>3,190万円</td></tr> <tr><td>76～80歳</td><td>2,830万円</td></tr> <tr><td>81～85歳</td><td>2,440万円</td></tr> <tr><td>86～90歳</td><td>2,120万円</td></tr> <tr><td>91歳以上</td><td>1,690万円</td></tr> </table>	65～70歳	3,580万円	71～75歳	3,190万円	76～80歳	2,830万円	81～85歳	2,440万円	86～90歳	2,120万円	91歳以上	1,690万円	前払金 (介護費用の前払金を除く)
65～70歳	3,580万円													
71～75歳	3,190万円													
76～80歳	2,830万円													
81～85歳	2,440万円													
86～90歳	2,120万円													
91歳以上	1,690万円													
想定居住期間又は償却期間	<table border="1"> <tr><td>65～70歳</td><td>109ヶ月</td></tr> <tr><td>71～75歳</td><td>97ヶ月</td></tr> <tr><td>76～80歳</td><td>86ヶ月</td></tr> <tr><td>81～85歳</td><td>74ヶ月</td></tr> <tr><td>86～90歳</td><td>65ヶ月</td></tr> <tr><td>91歳以上</td><td>52ヶ月</td></tr> </table>	65～70歳	109ヶ月	71～75歳	97ヶ月	76～80歳	86ヶ月	81～85歳	74ヶ月	86～90歳	65ヶ月	91歳以上	52ヶ月	
65～70歳	109ヶ月													
71～75歳	97ヶ月													
76～80歳	86ヶ月													
81～85歳	74ヶ月													
86～90歳	65ヶ月													
91歳以上	52ヶ月													

算定の基礎（内訳）	前払金として、居室および共用施設の家賃相当額を入居時に一括でお支払いいただきます。 前払金は以下の算定式により設定しております。 （月額家賃相当額※1） × （想定居住期間※2） － （想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて事業者が受領する額※3） ※1 周辺不動産の市場価格や居室・共用部の面積などを参考に230,000円で算定しています。 ※2 「全国特定施設事業者協議会」が発行する居住継続率表を用いて、想定居住期間時点における居住継続率が50%以上となるよう年齢に応じて52～109ヶ月として設定しております。 ※3 想定居住期間を超えて入居が継続している場合に必要の家賃相当額として、前払金の約30%としております。												
解約時の返還金（算定方法等）	返還金＝月額家賃相当額×償却期間－入居期間中の家賃相当額（※） （※）入居期間中の家賃相当額＝（ⅰ）～（ⅲ）の計算式により算出した金額の合計 （ⅰ）（月額家賃相当額÷30）×入居日の属する月における入居日（当日を含む）から末日までの日数 （ⅱ）（月額家賃相当額÷30）×契約終了日の属する月における1日から契約終了日（当日を含む）までの日数 （ⅲ）月額家賃相当額×上記（ⅰ）（ⅱ）を除いた入居期間中の経過月数												
返還の対象とならない額の有無	無・☒（前払金の約30%） <table border="1"> <tr><td>65～70歳</td><td>1,073万円</td></tr> <tr><td>71～75歳</td><td>959万円</td></tr> <tr><td>76～80歳</td><td>852万円</td></tr> <tr><td>81～85歳</td><td>738万円</td></tr> <tr><td>86～90歳</td><td>625万円</td></tr> <tr><td>91歳以上</td><td>494万円</td></tr> </table>	65～70歳	1,073万円	71～75歳	959万円	76～80歳	852万円	81～85歳	738万円	86～90歳	625万円	91歳以上	494万円
65～70歳	1,073万円												
71～75歳	959万円												
76～80歳	852万円												
81～85歳	738万円												
86～90歳	625万円												
91歳以上	494万円												
初期償却の開始日	入居日												
介護費用の前払金【該当なし】	円 ～ 円												
算定の基礎（内訳）													
解約時の返還金（算定方法等）													
返還の対象とならない額の有無	無・有（ 円）												
初期償却の開始日													

月額利用料		319,526円					
年齢に応じた金額設定		無・有					
要介護状態に応じた金額設定		無・有					
料金プラン ※10	月額利用料	内 訳					
		管理費	介護費用 (基本サービス費)	食費	光熱水費	家賃相当額	その他
	319,526円	151,200	100,440	67,886	—	—	—
算定根拠 ※11	管理費	共用施設等の維持管理費、居室および共用部の光熱水費、事務管理部門の人件費等で算出しています。					
	介護費用 (基本サービス費)	特定施設職員配置基準（3：1以上）の2倍のスタッフ数を配置した体制に対する介護保険給付対象外のサービス費用で、基準を上回るスタッフの人件費及び入居定員を基礎として算定しています。					
	食費	食材や厨房運営にかかる費用で、1日3食を1ヶ月間召し上がった場合の金額です。（事前に欠食届を提出され、3食のうち1食もお召し上がりにならなかった場合は、1,131円/日を返金いたします。）					
	光熱水費	管理費に含まれています。					
	家賃相当額	前払金としてお支払いいただきます。					
	その他	—					
月額利用料に含まれない実費負担等 ※12		おむつ代、週3回以上の清掃費、被服クリーニング費、理美容代、サークル活動における材料費、医療費、週3回以上の入浴介助を希望する際の費用、職員同行を希望される場合の費用、栄養補助食品等。					

特定施設入居者生活介護 (1か月30日の例)

月 額	自己負担額	
	1割負担額	2割負担額
要介護1	198,223円	19,823円
要介護2	220,499円	22,050円
要介護3	244,512円	24,452円
要介護4	266,777円	26,678円
要介護5	290,436円	29,044円
		38,088円

各種加算の状況	
個別機能訓練加算	(無・有)
夜間看護体制加算	(無・有)
医療機関連携加算	(無・有)
看取り介護加算	(無・有)
認知症専門ケア加算	(無・有)
サービス提供体制強化加算	(無・有)
介護職員処遇改善加算	(無・有)
V	
IV	
III	
II	
I	
(III)	
(II)	
(I)ロ	
(I)イ	
(II)	
(I)	

介護予防特定施設入居者生活介護 (1か月30日の例)

月 額	自己負担額	
	1割負担額	2割負担額
要支援1	71,566円	7,157円
要支援2	116,451円	11,646円
		23,291円

各種加算の状況	
個別機能訓練加算	(無・有)
医療機関連携加算	(無・有)
認知症専門ケア加算	(無・有)
(I)	
(II)	
(I)イ	
(I)ロ	
(II)	
(III)	
I	
II	
III	
IV	
V	

介護保険に係る利用料
※13
(適用を受ける場合は、市区町村から交付される「介護保険負担割合証」に記載された利用者負担の割合に応じた額)

【別添2】

費用の支払方法 ※9		敷金		前払金 (介護費用の前払金を除く) <>		想定居住期間又は償却期間	
・前払金は、入居時一括払い ・月額利用料は、当月分を前月に口座振替 ・介護保険自己負担額及びその他サービス費用は、当月分を翌月に口座振替		無・有 () 円、家賃相当額の (か月分)		法第29条第6項に規定される前払金		前払金として、居室および共用施設の家賃相当額を入居時に一括でお支払いいただきます。 前払金は以下の算定式により設定しております。	
				※二人居の場合は、年齢の低い方の金額となります。			
				前払金として、居室および共用施設の家賃相当額を入居時に一括でお支払いいただきます。			
				前払金として、居室および共用施設の家賃相当額を入居時に一括でお支払いいただきます。			
				前払金として、居室および共用施設の家賃相当額を入居時に一括でお支払いいただきます。			
				前払金として、居室および共用施設の家賃相当額を入居時に一括でお支払いいただきます。			
				前払金として、居室および共用施設の家賃相当額を入居時に一括でお支払いいただきます。			
				前払金として、居室および共用施設の家賃相当額を入居時に一括でお支払いいただきます。			
				前払金として、居室および共用施設の家賃相当額を入居時に一括でお支払いいただきます。			
				前払金として、居室および共用施設の家賃相当額を入居時に一括でお支払いいただきます。			
				前払金として、居室および共用施設の家賃相当額を入居時に一括でお支払いいただきます。			
				前払金として、居室および共用施設の家賃相当額を入居時に一括でお支払いいただきます。			
				前払金として、居室および共用施設の家賃相当額を入居時に一括でお支払いいただきます。			
				前払金として、居室および共用施設の家賃相当額を入居時に一括でお支払いいただきます。			
				前払金として、居室および共用施設の家賃相当額を入居時に一括でお支払いいただきます。			
				前払金として、居室および共用施設の家賃相当額を入居時に一括でお支払いいただきます。			
				前払金として、居室および共用施設の家賃相当額を入居時に一括でお支払いいただきます。			
				前払金として、居室および共用施設の家賃相当額を入居時に一括でお支払いいただきます。			
				前払金として、居室および共用施設の家賃相当額を入居時に一括でお支払いいただきます。			
				前払金として、居室および共用施設の家賃相当額を入居時に一括でお支払いいただきます。			
				前払金として、居室および共用施設の家賃相当額を入居時に一括でお支払いいただきます。			
				前払金として、居室および共用施設の家賃相当額を入居時に一括でお支払いいただきます。			
				前払金として、居室および共用施設の家賃相当額を入居時に一括でお支払いいただきます。			
				前払金として、居室および共用施設の家賃相当額を入居時に一括でお支払いいただきます。			
				前払金として、居室および共用施設の家賃相当額を入居時に一括でお支払いいただきます。			
				前払金として、居室および共用施設の家賃相当額を入居時に一括でお支払いいただきます。			
				前払金として、居室および共用施設の家賃相当額を入居時に一括でお支払いいただきます。			
				前払金として、居室および共用施設の家賃相当額を入居時に一括でお支払いいただきます。			
				前払金として、居室および共用施設の家賃相当額を入居時に一括でお支払いいただきます。			
				前払金として、居室および共用施設の家賃相当額を入居時に一括でお支払いいただきます。			
				前払金として、居室および共用施設の家賃相当額を入居時に一括でお支払いいただきます。			
				前払金として、居室および共用施設の家賃相当額を入居時に一括でお支払いいただきます。			
				前払金として、居室および共用施設の家賃相当額を入居時に一括でお支払いいただきます。			
				前払金として、居室および共用施設の家賃相当額を入居時に一括でお支払いいただきます。			
				前払金として、居室および共用施設の家賃相当額を入居時に一括でお支払いいただきます。			
				前払金として、居室および共用施設の家賃相当額を入居時に一括でお支払いいただきます。			
				前払金として、居室および共用施設の家賃相当額を入居時に一括でお支払いいただきます。			
				前払金として、居室および共用施設の家賃相当額を入居時に一括でお支払いいただきます。			
				前払金として、居室および共用施設の家賃相当額を入居時に一括でお支払いいただきます。			
				前払金として、居室および共用施設の家賃相当額を入居時に一括でお支払いいただきます。			
				前払金として、居室および共用施設の家賃相当額を入居時に一括でお支払いいただきます。			
				前払金として、居室および共用施設の家賃相当額を入居時に一括でお支払いいただきます。			
				前払金として、居室および共用施設の家賃相当額を入居時に一括でお支払いいただきます。			
				前払金として、居室および共用施設の家賃相当額を入居時に一括でお支払いいただきます。			
				前払金として、居室および共用施設の家賃相当額を入居時に一括でお支払いいただきます。			
				前払金として、居室および共用施設の家賃相当額を入居時に一括でお支払いいただきます。			
				前払金として、居室および共用施設の家賃相当額を入居時に一括でお支払いいただきます。			
				前払金として、居室および共用施設の家賃相当額を入居時に一括でお支払いいただきます。			
				前払金として、居室および共用施設の家賃相当額を入居時に一括でお支払いいただきます。			
				前払金として、居室および共用施設の家賃相当額を入居時に一括でお支払いいただきます。			
				前払金として、居室および共用施設の家賃相当額を入居時に一括でお支払いいただきます。			
				前払金として、居室および共用施設の家賃相当額を入居時に一括でお支払いいただきます。			
				前払金として、居室および共用施設の家賃相当額を入居時に一括でお支払いいただきます。			
				前払金として、居室および共用施設の家賃相当額を入居時に一括でお支払いいただきます。			
				前払金として、居室および共用施設の家賃相当額を入居時に一括でお支払いいただきます。			
				前払金として、居室および共用施設の家賃相当額を入居時に一括でお支払いいただきます。			
				前払金として、居室および共用施設の家賃相当額を入居時に一括でお支払いいただきます。			
				前払金として、居室および共用施設の家賃相当額を入居時に一括でお支払いいただきます。			
				前払金として、居室および共用施設の家賃相当額を入居時に一括でお支払いいただきます。			
				前払金として、居室および共用施設の家賃相当額を入居時に一括でお支払いいただきます。			
				前払金として、居室および共用施設の家賃相当額を入居時に一括でお支払いいただきます。			
				前払金として、居室および共用施設の家賃相当額を入居時に一括でお支払いいただきます。			
				前払金として、居室および共用施設の家賃相当額を入居時に一括でお支払いいただきます。			
				前払金として、居室および共用施設の家賃相当額を入居時に一括でお支払いいただきます。			
				前払金として、居室および共用施設の家賃相当額を入居時に一括でお支払いいただきます。			
				前払金として、居室および共用施設の家賃相当額を入居時に一括でお支払いいただきます。			
				前払金として、居室および共用施設の家賃相当額を入居時に一括でお支払いいただきます。			
				前払金として、居室および共用施設の家賃相当額を入居時に一括でお支払いいただきます。			
				前払金として、居室および共用施設の家賃相当額を入居時に一括でお支払いいただきます。			
				前払金として、居室および共用施設の家賃相当額を入居時に一括でお支払いいただきます。			
				前払金として、居室および共用施設の家賃相当額を入居時に一括でお支払いいただきます。			
				前払金として、居室および共用施設の家賃相当額を入居時に一括でお支払いいただきます。			
				前払金として、居室および共用施設の家賃相当額を入居時に一括でお支払いいただきます。			
				前払金として、居室および共用施設の家賃相当額を入居時に一括でお支払いいただきます。			
				前払金として、居室および共用施設の家賃相当額を入居時に一括でお支払いいただきます。			
				前払金として、居室および共用施設の家賃相当額を入居時に一括でお支払いいただきます。			
				前払金として、居室および共用施設の家賃相当額を入居時に一括でお支払いいただきます。			
				前払金として、居室および共用施設の家賃相当額を入居時に一括でお支払いいただきます。			
				前払金として、居室および共用施設の家賃相当額を入居時に一括でお支払いいただきます。			
				前払金として、居室および共用施設の家賃相当額を入居時に一括でお支払いいただきます。			
				前払金として、居室および共用施設の家賃相当額を入居時に一括でお支払いいただきます。			
				前払金として、居室および共用施設の家賃相当額を入居時に一括でお支払いいただきます。			
				前払金として、居室および共用施設の家賃相当額を入居時に一括でお支払いいただきます。			
				前払金として、居室および共用施設の家賃相当額を入居時に一括でお支払いいただきます。			
				前払金として、居室および共用施設の家賃相当額を入居時に一括でお支払いいただきます。			
				前払金として、居室および共用施設の家賃相当額を入居時に一括でお支払いいただきます。			
				前払金として、居室および共用施設の家賃相当額を入居時に一括でお支払いいただきます。			
				前払金として、居室および共用施設の家賃相当額を入居時に一括でお支払いいただきます。			
				前払金として、居室および共用施設の家賃相当額を入居時に一括でお支払いいただきます。			
				前払金として、居室および共用施設の家賃相当額を入居時に一括でお支払いいただきます。			
				前払金として、居室および共用施設の家賃相当額を入居時に一括でお支払いいただきます。			

解約時の返還金（算定方法等）	返還金＝月額家賃相当額×償却期間－入居期間中の家賃相当額（※） （※）入居期間中の家賃相当額＝（i）～（iii）の計算式により算出した金額の合計 （i）（月額家賃相当額÷30）×入居日の属する月における入居日（当日を含む）から末日までの日数 （ii）（月額家賃相当額÷30）×契約終了日の属する月における1日から契約終了日（当日を含む）までの日数 （iii）月額家賃相当額×上記（i）（ii）を除いた入居期間中の経過月数 ＊二人入居の場合は、お二人とも退去されたときに返還致します。																											
返還の対象とならない額の有無	無・ ☒ （前払金の約25%） <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>Aタイプ (42㎡・45㎡)</th> <th>Bタイプ (40㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>65～70歳</td> <td>1,650万円</td> <td>1,405万円</td> </tr> <tr> <td>71～75歳</td> <td>1,392万円</td> <td>1,192万円</td> </tr> <tr> <td>76～80歳</td> <td>1,176万円</td> <td>1,006万円</td> </tr> <tr> <td>81～85歳</td> <td>994万円</td> <td>849万円</td> </tr> <tr> <td>86～90歳</td> <td>836万円</td> <td>716万円</td> </tr> <tr> <td>91歳以上</td> <td>696万円</td> <td>591万円</td> </tr> </tbody> </table>								Aタイプ (42㎡・45㎡)	Bタイプ (40㎡)	65～70歳	1,650万円	1,405万円	71～75歳	1,392万円	1,192万円	76～80歳	1,176万円	1,006万円	81～85歳	994万円	849万円	86～90歳	836万円	716万円	91歳以上	696万円	591万円
	Aタイプ (42㎡・45㎡)	Bタイプ (40㎡)																										
65～70歳	1,650万円	1,405万円																										
71～75歳	1,392万円	1,192万円																										
76～80歳	1,176万円	1,006万円																										
81～85歳	994万円	849万円																										
86～90歳	836万円	716万円																										
91歳以上	696万円	591万円																										
初期償却の開始日	入居日																											
介護費用の前払金【該当なし】	円～円																											
算定の基礎（内訳）																												
解約時の返還金（算定方法等）																												
返還の対象とならない額の有無	無・有（円）																											
初期償却の開始日																												
月額利用料	☒ 一人入居 211,560円 ☐ 二人入居 351,300円																											
年齢に応じた金額設定	☒ 無・有																											
要介護状態に応じた金額設定	☒ 無・有																											
料金プラン※10	月額利用料	管理費	介護費用	食費	光熱水費	家賃相当額	その他																					
☒ 一人入居 211,560円	143,640		67,926	実費	-																							
☐ 二人入居 351,300円	215,460		135,840																									

算定根拠 ※11	管理費	共用施設等の維持管理費、事務管理部門の人件費等で算出しています。
	介護費用	—
	食費	朝食 494 円、昼食 751 円、おやつ 113 円、夕食 906 円 ※事前予約制です。 ※喫食分のみご請求いたします。所定の時刻までにキャンセルのお申し出の無い場合は、費用が発生いたします。 ※上記は1日3食を30日間召し上がった場合の料金です。
	光熱水費	居室部分は実費負担となります。 （共用部は管理費に含まれています。）
	家賃相当額	前払金としてお支払いいただきます。
	その他	—
月額利用料に含まれない実費負担等 ※12	おむつ代、週3回以上の清掃費、被服クリーニング費、理美容代、サークル活動における材料費、医療費、週3回以上の入浴介助を希望する際の費用、職員同行を希望される場合の費用、栄養補助食品等。	

介護保険に係る利用料
※13
(適用を受ける場合は、市区町村から交付される「介護保険負担割合証」に記載された利用者負担の割合に応じた額)

特定施設入居者生活介護 (1か月30日の例)

	月 額	自己負担額	
		1割負担額	2割負担額
要介護1	198,223円	19,823円	39,645円
要介護2	220,499円	22,050円	44,100円
要介護3	244,512円	24,452円	48,903円
要介護4	266,777円	26,678円	53,356円
要介護5	290,436円	29,044円	58,088円

各種加算の状況

個別機能訓練加算	(無・有)	(I)
夜間看護体制加算	(無・有)	(II)
医療機関連携加算	(無・有)	(I) イ
看取り介護加算	(無・有)	(I) ロ
認知症専門ケア加算	(無・有)	(II)
サービス提供体制強化加算	(無・有)	(III)
介護職員処遇改善加算	(無・有)	I
		II
		III
		IV
		V

介護予防特定施設入居者生活介護 (1か月30日の例)

	月 額	自己負担額	
		1割負担額	2割負担額
要支援1	71,566円	7,157円	14,314円
要支援2	116,451円	11,646円	23,291円

各種加算の状況

個別機能訓練加算	(無・有)	(I)
医療機関連携加算	(無・有)	(II)
認知症専門ケア加算	(無・有)	(I) イ
サービス提供体制強化加算	(無・有)	(I) ロ
介護職員処遇改善加算	(無・有)	(II)
		(III)
		I
		II
		III
		IV
		V

【ビレッジⅡ】

費用の支払方法 ※9		・月額利用料は、当月分を前月に口座振替 ・介護保険自己負担額及びその他サービス費用は、 当月分を翌月に口座振替																																		
敷金		無・有（ Aタイプ：1,530,000円、Bタイプ：1,305,000円、 家賃相当額の 3 か月分）																																		
月額利用料		<table><tr><td>一人入居</td><td>Aタイプ（42㎡・45㎡）</td><td>721,560円</td><td colspan="4"></td></tr><tr><td></td><td>Bタイプ（40㎡）</td><td>646,560円</td><td colspan="4"></td></tr><tr><td>二人入居</td><td>Aタイプ（42㎡・45㎡）</td><td>861,300円</td><td colspan="4"></td></tr><tr><td></td><td>Bタイプ（40㎡）</td><td>786,300円</td><td colspan="4"></td></tr></table>							一人入居	Aタイプ（42㎡・45㎡）	721,560円						Bタイプ（40㎡）	646,560円					二人入居	Aタイプ（42㎡・45㎡）	861,300円						Bタイプ（40㎡）	786,300円				
一人入居	Aタイプ（42㎡・45㎡）	721,560円																																		
	Bタイプ（40㎡）	646,560円																																		
二人入居	Aタイプ（42㎡・45㎡）	861,300円																																		
	Bタイプ（40㎡）	786,300円																																		
年齢に応じた金額 設定		無・有																																		
要介護状態に応じ た金額設定		無・有																																		
料金プラン ※10	月額利用料	内 訳																																		
		管理費	介護 費用	食費	光熱 水費	家賃 相当額	その他																													
		一人入居 Aタイプ 721,560	143,640	—	67,920	実費	510,000	—																												
		一人入居 Bタイプ 646,560	143,640	—	67,920	実費	435,000	—																												
		二人入居 Aタイプ 861,300	215,460	—	135,840	実費	510,000	—																												
		二人入居 Bタイプ 786,300	215,460	—	135,840	実費	435,000	—																												
	算定根拠 ※11	管理費	共用施設等の維持管理費、事務管理部門の人的費等で 算出しています。																																	
		介護費用	—																																	
		食費	朝食 494 円、昼食 751 円、おやつ 113 円、夕食 906 円 ※事前予約制です。 ※喫食分のみご請求いたします。所定の時刻までにキ ャンセルのお申し出の無い場合は、費用が発生いたし ます。 ※上記は1日3食を30日間召し上がった場合の料金で す。																																	
		光熱水費	居室部分は実費負担となります。 （共用部は管理費に含まれています。）																																	
		家賃相当額	周辺不動産の市場価格および居室・共用部の面積等を 参考に、居室の入れ替えに要する期間等を勘案して算 定しています。																																	
		その他	—																																	

月額利用料に含まれるおやつ代、週3回以上の清掃費、被服クリーニング費、理美容代、サークル活動における材料費、医療費、週3回以上の入浴介助を希望される場合のない実費負担等の費用、職員同行を希望される場合の費用、栄養補助食品等 ※12

介護保険に係る利用料 ※13
(適用を受ける場合は、市区町村から交付される「介護保険負担割合証」に記載された利用者負担の割合に応じた額)

	月 額	自己負担額	
		1割負担額	2割負担額
要介護1	198,223円	19,823円	39,645円
要介護2	220,499円	22,050円	44,100円
要介護3	244,512円	24,452円	48,903円
要介護4	266,777円	26,678円	53,356円
要介護5	290,436円	29,044円	58,088円

特定施設入居者生活介護 (1ヵ月30日の例)

各種加算の状況		介護職員処遇改善加算	
個別機能訓練加算	(無・有)	(無・有)	(無・有)
夜間看護体制加算	(無・有)		
医療機関連携加算	(無・有)		
看取り介護加算	(無・有)		
認知症専門ケア加算	(無・有)	(無・有)	(無・有)
(1)	(1)		
(Ⅱ)	(Ⅱ)		
(Ⅰ) イ	(Ⅰ) イ		
(Ⅰ) ロ	(Ⅰ) ロ		
(Ⅱ)	(Ⅱ)		
(Ⅲ)	(Ⅲ)		
(Ⅰ)	(Ⅰ)		
サービス提供体制強化加算	(無・有)	(無・有)	(無・有)
(Ⅰ) イ	(Ⅰ) イ		
(Ⅰ) ロ	(Ⅰ) ロ		
(Ⅱ)	(Ⅱ)		
介護職員処遇改善加算	(無・有)	(無・有)	(無・有)
(Ⅰ)	(Ⅰ)		
(Ⅱ)	(Ⅱ)		
(Ⅲ)	(Ⅲ)		
(Ⅰ)	(Ⅰ)		
Ⅱ	Ⅱ		
Ⅲ	Ⅲ		
Ⅳ	Ⅳ		
Ⅴ	Ⅴ		

介護予防特定施設入居者生活介護 (1ヵ月30日の例)

	月 額	自己負担額	
		1割負担額	2割負担額
要支援1	71,566円	7,157円	14,314円
要支援2	116,451円	11,646円	23,291円

各種加算の状況		個別機能訓練加算	
医療機関連携加算	(無・有)	(無・有)	(無・有)
認知症専門ケア加算	(無・有)		
(1)	(1)		
(Ⅱ)	(Ⅱ)		
(Ⅰ) イ	(Ⅰ) イ		
(Ⅰ) ロ	(Ⅰ) ロ		
(Ⅱ)	(Ⅱ)		
サービス提供体制強化加算	(無・有)	(無・有)	(無・有)
(Ⅰ) イ	(Ⅰ) イ		
(Ⅰ) ロ	(Ⅰ) ロ		
(Ⅱ)	(Ⅱ)		
(Ⅲ)	(Ⅲ)		
(Ⅰ)	(Ⅰ)		
Ⅱ	Ⅱ		
Ⅲ	Ⅲ		
Ⅳ	Ⅳ		
Ⅴ	Ⅴ		

改定ルール（勘案する要素及び改定手続等）	・神奈川県消費者物価指数および人件費の変動等を勘案し、運営懇談会の意見を聴いて改定するものとする。 ・月額利用料その他のサービスの対価等にかかる消費税の額は、税法の改正に伴い税率が変更された場合は自動的に変更されるものとし、当該変更の効力発生後の期間に対応する利用料等については変更後の税率により算定された消費税等を加算した利用料等を支払うものとする。
前払金の返還金の保全措置	保全措置の内容（ ） ☐ ・ 有 無の場合の理由（平成18年4月以前に設置届を提出しているため、保全措置を講じておりません）
サービスの提供に伴う事故等が発生した場合の損害賠償保険等への加入	☐ ・ ☒ 有の場合の保険名 事業活動包括保険（東京海上日動火災保険株式会社）
消費税の対象外とする利用料等	（前払金方式）前払金 （月払い方式）敷金、家賃当額 上記以外の費用は消費税率8%を含んだ金額です
短期利用の設定（短期利用特定施設入居者生活介護の届出がある）	☐ ・ 有 有の場合は別添短期利用のサービス等の概要 参照

(1) 全体の方針 運営に関する方針	高品質な介護サービスをベースに東京海上グループの総合力を活かし、①入居者個々のニーズに合致した生活、ケアプランに基づいたサービスの提供 ②介護予防、要介護度の進行を遅らせることを念頭においた生活リハビリの提供 ③医療機関との連携によるターミナル（終末期）まで暮らして頂ける住まいの提供を運営方針としています。
サービスの提供内容に関する特色	隣接した介護型事業所・自立型事業所の連携により、自立から要介護、看取り期に至るまでその状態にあった環境で暮らすことを支援できる事業所です。 看護スタッフが24時間常駐することにより、訪問医との連携を図り、医療的なケアや退院後の療養などにも柔軟に対応します。やがて看取り期の介護が必要な状態になっても、本人や家族のご要望によりホーム内での看取りを心をこめてお手伝いします。 （ビレッジⅡの場合は、ビレッジⅠの看護スタッフが24時間対応） 四季折々の行事や日常的なアクティビティもご家族と一緒に楽しんでいただくことができ、ご家族にも介護の一部であるアクティビティを担っていただくことができます。
入浴、排せつ又は食事の介護	① 自ら実施 2 委託 3 なし
食事の提供	① 自ら実施 2 委託 3 なし
洗濯、掃除等の家事の供与	① 自ら実施 ② 委託（清掃） 3 なし
健康管理の供与	① 自ら実施 2 委託 3 なし
安否確認又は状況把握サービス	① 自ら実施 2 委託 3 なし
生活相談サービス	① 自ら実施 2 委託 3 なし

月額利用料（介護費用、光熱水費、家賃相当額を除く）に含まれるサービスの内容・頻度等	管理費	共用施設等の維持管理、フロントにおける各種取次ぎサービス、入退院時の手続助助、生活相談等
	食費	1日3食の提供体制、配膳、常食、軟菜食（一口大、刻み食、ミキサー食）の提供、栄養相談
	その他	—
（介護予防）特定施設入居者生活介護による保険給付及び介護費用によりホームが提供する介護サービスの内容・頻度等	別添 介護サービス等の一覧表による	

	提携ホームへ住み替える場合（同上）	・ビレッジⅡ（以下、Ⅱ）入居者が、P28「9. 入居者の条件（年齢、心身の状況（自立・要支援・要介護）等）」のうち⑤～⑨のいずれかに該当しないこととなった場合（但し、事業者は、この判断に際して事業者の指定する医師の意見を参考にするとともに、当ホーム内の専門職等の意見を踏まえるものとします）、事業者は入居契約に基づき、Ⅱ入居者に対し、入居者の要介護状態に適切に対応し得る、ヒルデモアたまプラーザ【ビレッジⅠ】（以下、Ⅰ）への移転を求めることができるものとします。 ・事業者がⅡ入居者および身元引受人に対して前項の通知をしたとき、Ⅱ入居者は事業者との間で新たにⅠ入居契約を締結するものとし、Ⅰ入居契約の契約日の前日をもってⅡ契約が終了するものとします。なお、ⅡおよびⅠの入居契約においてどちらも前払金方式を選択した場合は、下記の計算式に基づき前払金の差額を返還します。その際、Ⅰにおける入居時償却は行わず、Ⅰの償却満了日は、Ⅱの償却満了日と同一となります。住み替え後の月額利用料はⅠの金額となります。 相殺後前払金返還金＝P11「解約時の返還金」で求めた返還金－Ⅰの入居日からⅠにかかる入居契約に基づく償却期間満了日までの家賃相当額（※※） （※※） Ⅰの入居日から償却期間満了日までの家賃相当額 ＝（iv）～（vi）の計算式により算出した金額の合計 （iv）（Ⅰの月額家賃相当額÷30）×転居先施設の入居日の属する月における入居日（当日を含む）から末日までの日数 （v）（Ⅰの月額家賃相当額÷30）×償却期間満了日の属する月におけるⅠ日から償却期間満了日（当日を含む）までの日数 （vi）Ⅰの月額家賃相当額×上記（iv）（v）を除いた期間中の経過月数 ・Ⅱ二人入居のうち一人入居者が住み替える場合は、前項の規定にかかわらず、新規にⅠ入居契約を締結するものとします。お二人入居者が住み替える場合において、前項の規定を適用します。
--	-------------------	---

6 医療

協力医療機関（または嘱託医）の概要及び協力内容	名 称	医療法人社団ブラタナス 青葉アーバンクリニック
	診療科目	内科
	所在地	神奈川県横浜市青葉区市ケ尾町1169 市ヶ尾S T Cビル5 F
	距離及び所要時間	約1.5km、車で約13分
	協力内容	訪問診療
	名 称	医療法人社団ブラタナス 桜新町アーバンクリニック
	診療科目	内科、心療内科、皮膚科、婦人科、小児科
	所在地	東京都世田谷区新町3-21-1 さくらウエルガーデン2階
協力歯科医療機関（または嘱託医）の概要及び協力内容	名 称	つづき歯科クリニック たまプラーザ
	所在地	神奈川県横浜市青葉区新石川2-1-15 たまプラーザテラス リンクプラザ3階
	距離及び所要時間	約1.3km、車で約6分
	協力内容	訪問診療、通院による歯科診療 年1回の定期歯科検診
	名 称	むろき歯科医院
	所在地	神奈川県横浜市青葉区美しが丘1-11-1 上杉ビル第2 3階
入居者が医療を要する場合の対応（入居者の意思確認、医師の判断、医療機関の選定、費用負担、長期に入院する場合の対応等）	通院	協力医療機関及び近隣指定医療機関への通院同行は、月額利用料に含みます。
	入院	医師の判断を基本とし、入居者及び家族と相談の上、希望される病院に入院となります。 入院期間中は、月額利用料の食費以外は通常通りの負担となります。 協力医療機関及び近隣指定医療機関への入退院の移送・同行に係る費用は、月額利用料に含みます。 入院に係る費用は入居者の負担となります。 入院中も利用権は存続し、施設の都合で居室を使用することはありません。

【レビュー1】 (2017年5月31日現在)

・ホーム全体開催 2016年8月28日 - 13名（入居者、家族） （主な議題等） 2015年度事業報告、事業所現況報告、インシデント報告 入居者・家族からの意見や要望事項、その他	運営懇談会の開催状況 （開催回数、設置者の役 職員を除く参加者数、主な 議題等） ・フロア別開催 2017年3月11日（2階）、2017年3月12日（3階） 2017年3月26日（4階）、2017年3月18日（11） - 合計28名（入居者、家族） （主な議題等） 事業所現況報告、インシデント報告 入居者・家族からの意見や要望事項、その他
--	---

【附录 13】

入居者数及び定員	21人(定員 48人)
入居者の状況	男性 8人、女性 16人
	自立 7人
	(内訳) 要介護1 8人 要介護2 2人 要介護3 -人 要介護4 -人 要介護5 人 (内訳) 要支援1 2人 要支援2 5人
平均年齢	87.2歳(男性 88.5歳、女性 86.6歳)
	(内訳) 要支援1 2人 要支援2 5人 (内訳) 要介護1 8人 要介護2 2人 要介護3 -人 要介護4 -人 要介護5 人

(1) 職種別の職員数等

運営懇談会の開催状況	(開催回数、設置者の役員を 除く参加者数、主な議題等)
ボランティアと同時開催	

(1) 職種別の職員数等

[illegible]

注1) 職員数欄の()内は、非常勤職員数で内数。
注2) 直接処遇職員は、要介護者及び要支援者に対して介護サービスを提供する職員と自立者に、対一時限の介護その他日常生活上必要の援助を行う職員を合わせた数とし、また、常勤療養後の人数において、自立者対応の人数を内数で記入。
注3) 機能訓練指導員及び計画作成担当者以外の職務を兼務している場合は、職員数の人数に※印をつけるとともに、兼務している職名を備考欄に記入。
注4) 備考欄には、直接処遇職員や調理員等の委託、看護職員等の機能訓練指導員兼務、計画作成担当者との介護支援専門員資格等を記入。

(2) 職員の状況

管理者	他の職務との兼務		☒ あり (介護予防との兼務あり)	☐ なし
	兼務に係る 資格等		☐ あり	
	資格等の名称	介護福祉士、社会福祉士		
	2 なし			

		看護職員		介護職員		生活相談員		機能訓練指導員		計画作成担当者	
		常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年度1年間の採用者数		1	0	9	1	-	-	-	-	-	-
前年度1年間の退職者数		3	0	12	2	-	-	-	-	-	-
業務に従事した職員の経験年数に応じた人数	1年未満	1	2	10	5	-	-	-	-	1	-
	1年以上3年未満	2	1	15	1	2	-	1	1	1	-
	3年以上5年未満	0	4	8	0	-	-	-	-	2	-
	5年以上10年未満	3	1	20	2	-	-	-	-	-	-
	10年以上	1	2	15	5	-	-	-	-	1	-
従業者の健康診断の実施状況					① あり 2 なし						

○要介護者・要支援者に対する直接処遇職員体制

(特定施設入居者生活介護事業者(介護予防特定施設入居者生活介護を含む)の指定を受けた施設のみ記入。利用者数の「前年度の平均値」及び職員数の「常勤換算方法」等については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第37号)等の規定によること)

	前々年度の平均値	前年度の平均値	今年度の平均値※18
要支援の人数	16.0	14.5	11.5
要介護者の人数	102.4	96.7	100.0
指定基準上の直接処遇職員の人数※16	35.8	33.7	34.5
配置している直接処遇職員の人数※17	89.2	86.9	86.3
要支援者・要介護者の合計数人に対する配置直接処遇職員の人数の割合	1.3:1	1.2:1	1.3:1
常勤換算方法の考え方	常勤職員の週勤務時間10時間で除して算出		
従業者の勤務体制の概要	介護職員	早番 7:00 ~ 16:00	
		日勤 9:00 ~ 18:00	
		遅番 12:00 ~ 21:00	
		夜勤 16:00 ~ 9:00	
		17:00 ~ 10:00	
	看護職員	早番 : ~ :	
		日勤 9:00 ~ 18:00	
		遅番 : ~ :	
		夜勤 17:00 ~ 10:00	

※16 常勤換算後の人数。

※17 常勤換算後の人数。自立者対応の人数を除く。

※18 今年度の平均値は、作成日の前月までの平均値とすること。

○介護職員の保健福祉に係る資格取得状況

社会福祉士	8人	ホームヘルパー1級	-人(-2人)
介護福祉士	44人(7人)	ホームヘルパー2級	28人(40人)
介護支援専門員	-人(-10人)	ホームヘルパー3級	0人(-人)
介護職員基礎研修修了	-人(-人)	無資格者	1人(-人)

注1) 資格を複数持っている職員がいる場合は、社会福祉士、介護福祉士の順に優先して記入する。他の資格を持っている職員を()に外数で記入する。

注2) 介護職員基礎研修及び各ホームヘルパー研修修了者は、介護職員初任者研修に含めて記入する。

9 入居・退居等

入居者の条件(年齢、心身の状況(自立・要支援・要介護)等)	【ビレッジⅠ・Ⅱ共通】 ①65歳以上の自立の方および要介護認定者(介護保険制度下における要支援または要介護と認定され、介護サービスを受けられる方)で事業者の支援を受ければ共同生活を営むことができる心身の状況にあること ②入居中の経済的な負担を負えること ③身元引受人および返還金受取人を選任できること ④必要な場合には事業者の指定する医師により診断を受けること
	【ビレッジⅡのみ】 ⑤医療的処置・管理(点滴静注、酸素吸入、その他生命および健康を確保するための医療機器の使用を含みます)が持続的に必要な常態でないこと ⑥特殊浴槽等の設備を利用した入浴が必要な常態にないこと ⑦食事または排泄に介助が必要な常態でないこと ⑧認知症が進行し他人との意思疎通を図ることが困難な常態(白室まで単身で戻ることができないことがしばしば生じる場合を含みます)にないこと ⑨自傷行為、暴力行為等が頻繁に発生し、乙および他の入居者の生命、人権の確保するための管理が必要な常態でないこと ※入居前の診断等により常時医療的処置を要する方や伝染病、感染症及び暴力行為等により共同生活に支障を来す方は、事業者よりお断りすることがあります。

生活保護受給者の受入れ対応	可・否
（身元引受人の条件・義務等） ①入居契約において入居者が負うべき義務についての連帯保証する協力 ②入居者の介護サービス提供計画書（ケアプラン）への同意に関する協力 ③入居者の治療、入院に関する手配の協力 ④契約終了時の入居者の身柄の引き取り ⑤入居契約に定める家具等残置物の引き取り 身元引受人の責任期間は、入居契約の契約日から明け渡しが完了し、かつ費用精算が終了するまでの日とします。 （返還金受取人） 前払金等の返還金は、入居者が退去した場合は入居者もしくは入居者の法定代理人に、ご逝去による契約の終了の場合には返還金受取人として定められた者に返還します。	

退去先別の人数	退去先別の状況	退去の状況	
		施設側の申し出	入居者側の申し出
自宅等	1人		
社会福祉施設	3人		
医療機関	-人		
死亡者	23人		
その他	-人		
施設側の申し出	0人	(解約事由の例)	
入居者側の申し出	1人		(解約事由の例)

（施設からの契約解除）

以下の場合には、施設から90日間（前払金方式の場合）または30日間（月払い方式の場合）の予告期間において、契約を解除することがあります。

①入居申込書に虚偽の事項を記載する等の不正手段により入居し、かつ虚偽記載により共同生活に支障が生じたとき

②月額利用料そのほかの費用の支払いを正当な理由なく3ヶ月（前払金方式の場合）または2ヶ月（月払い方式の場合）遅滞し上記①～②に関しては、契約解除通告前に必ず入居者の方に弁明の機会を設け、契約解除後の移転先が見つかからない場合には、その確保に協力します。

（入居者からの契約解除）

①入居者は事業者に対して、30日の予告期間において通告をなし、事業者が定める書面を提出することにより、本契約を解除することができず、この場合、入居者は正当な理由の無い限り、解約の撤回はできないものとします。

②入居者が、前項に定める書面を提出しないて居宅を退去した場合は、事業者が入居者の退去の事実を知った日の翌日から起算して30日をもって本契約は解約されたものとみなします。

（3ヶ月以内の契約終了）

入居者が入居日より3ヶ月以内に書面により事業者に契約解除を申し出た場合は予告期間を必要としないものとします。

※前払金方式の場合

入居日より3ヶ月以内に契約が終了した場合は、「P7（1）またはP11（Ⅱ）解約時の返還金」を準用しますが「返還金＝月額家賃相当額×権利期間－入居期間中の家賃相当額」の計算式については「返還金＝前払金－入居期間中の家賃相当額」に読み替えるものとし、（入居時償却はありません）

体験入居の期間及び費用負担等	入居にあたり、事前の面談のうえ原則6泊7日の体験入居をしていただきます（介護保険適用外）。 【ビレッジⅠ】16,200円/泊 【ビレッジⅡ】10,800円/泊 ※健康診断書、診療情報提供書等、必要書類をご用意いただきます。 ※体験入居期間は、事業者の判断により30泊31日まで延長することがあります。
----------------	---

※19 入居契約の条項に沿って、解除の事由及び手続、予告期間、前払金の返還時期等を正確に記入。

10 情報開示

入居希望者等への情報開示 ※20	重要事項説明書の公開	☒ 公開（閲覧・ <u>写し交付</u> ）	2 非公開
	入居契約書の公開	☒ 公開（閲覧・ <u>写し交付</u> ）	2 非公開
	管理規程の公開	☒ 公開（閲覧・ <u>写し交付</u> ）	2 非公開
	財務諸表の公開	☒ 公開（ <u>閲覧</u> ・写し交付）	2 非公開
	事業収支計画の公開	☒ 公開（ <u>閲覧</u> ・写し交付）	2 非公開

※20 指針上、重要事項説明書、入居契約書及び管理規程は写し交付、その他は少なくとも閲覧であることに留意すること。

添付書類：別添1「介護サービス等の一覧表（ビレッジⅠ）」
 別添2「介護サービス等の一覧表（ビレッジⅡ）」
 別添3「有料サービス一覧表」
 別添4「川崎市有料老人ホーム設置運営指導指針 適合表」

契約の締結にあたり、利用料の詳細な支払い方法を含め、本有料老人ホーム重要事項説明書により説明を行いました。

年 月 日 説明者署名 _____

契約の締結に当たり、利用料の詳細な支払い方法を含め、本有料老人ホーム重要事項説明書により説明を受けました。

年 月 日 署名 _____